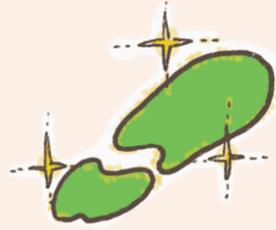


～誰も自殺に追い込まれることのない対馬市～



対馬市 自殺対策計画



令和2年3月



目 次

第1章 計画策定の趣旨等	4
1 計画策定の背景	4
2 計画の位置づけ	5
(1) 法的根拠	5
(2) 本市が策定する他の計画との関係	5
3 計画の期間	6
4 数値目標	6
第2章 対馬市の自殺の現状	7
1 統計資料から見る現状	7
(1) 自殺者数の推移	7
(2) 本市の自殺者の属性	9
第3章 計画の基本方針	10
1 基本方針	10
(1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する	10
(2) 関連施策との連携により、総合的な対策として展開する	11
(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動を推進する	11
(4) 実践的な取組と啓発的な取組を両輪として推進する	12
(5) それぞれの主体の役割を明確にし、連携・協働を推進する	12
2 施策の体系	13
第4章 取組の内容	14
1 基本施策	14
(1) 地域におけるネットワークの強化	14
(2) 自殺対策を支える人材の育成	15
(3) 住民への啓発と周知	16
(4) 生きることの促進要因への支援	17
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	19
2 重点施策	20
(1) 勤務問題に関わる自殺対策の推進	20
(2) 生活困窮者に向けた自殺対策の推進	21
(3) 高齢者に向けた自殺対策の推進	23

第5章 自殺対策の推進体制	25
1 自殺対策のネットワークづくり	25
2 計画の進捗管理	25
3 庁内の推進体制	25
関連機関等の事業	26
相談窓口一覧	27

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景

わが国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められて自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれたりする過程と見ることができます。

このような中、平成18年に自殺対策基本法が施行され、それまで「個人の問題」として認識されがちであった自殺が広く「社会の問題」として認識されるようになり、社会全体で自殺対策が推進されるようになりました。

平成28年には、自殺対策を更に強化するため、自殺対策基本法が改正され、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及びに市町村に対して、「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

自殺対策の推進等により自殺者数の減少が進み、平成29年の自殺者数は2万1千人とピーク時から3割以上減少していますが、国際的に見ると人口当たりの自殺死亡率は未だに高い水準にあります。

これらの自殺対策を取り巻く国の動向や社会的情勢等を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない対馬市」の実現を目指し、地域全体で自殺対策を推進するため、「対馬市自殺対策計画」を策定しました。

「自殺対策」をめぐる国の動向		
平成18年	6月	「自殺対策基本法」成立
	10月	内閣府に「自殺総合対策会議」設置
平成19年	4月	内閣府に「自殺対策推進室」設置
	6月	「自殺総合対策大綱」閣議決定
平成20年	10月	「自殺対策加速化プラン」決定（自殺総合対策会議）
平成22年	2月	「いのちを守る自殺対策緊急プラン」決定（自殺総合対策会議）
平成24年	8月	「自殺総合対策大綱」の見直し
平成28年	3月	「自殺対策基本法の一部を改正する法律」成立
平成29年	7月	新たな「自殺総合対策大綱」閣議決定

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」であり、国が定めた「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」(以下「自殺総合対策大綱」という。)の趣旨を踏まえて、策定するものです。

自殺対策基本法 (抜粋)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(2) 本市が策定する他の計画との関係

本計画は、本市における最上位計画である「第2次対馬市総合計画」の理念に基づいた分野別計画として位置づけられるものです。

自殺対策に関する「第2次健康つしま21計画」等の関連計画との整合性や調和が保たれることを前提に、本計画は策定しています。

3 計画の期間

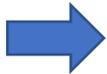
国の自殺対策の指針を示す自殺総合対策大綱がおおむね5年に一度を目安として改定されていることから、本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 数値目標

平成29年に閣議決定した自殺総合対策大綱においては、令和8年までに、人口10万人当たりの自殺者数(以下、「自殺死亡率」という。)を平成27年と比べて30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

また、長崎県の「第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画」では、数値目標を、計画期間(平成29年度～令和3年度)中に自殺者数180人以下(自殺死亡率13.7%以下、平成27年と比較して15%減少)としています。

本市では、「誰も自殺に追い込まれることのない対馬市」を目指し、計画期間内において自殺者を0人とすることを目標とします。

本計画における目標値		
<u>年間自殺者数</u>		
平成29年度：5人		令和6年度：0人

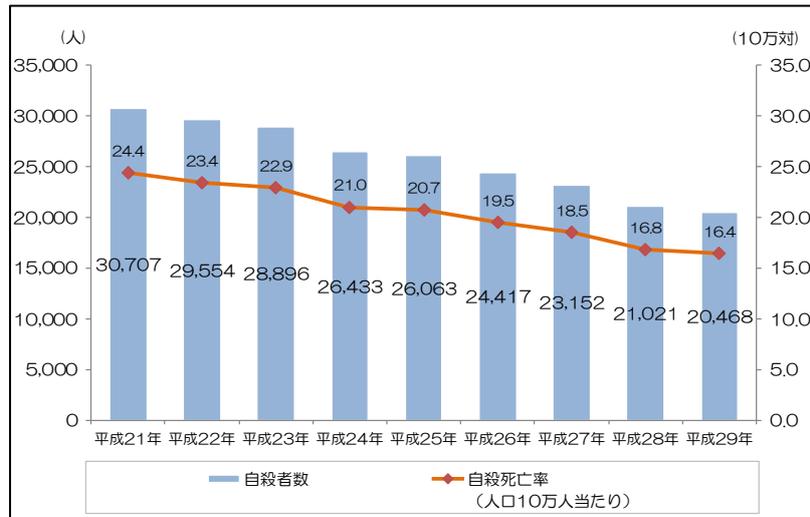
第2章 対馬市の自殺の現状

1 統計資料から見る現状

(1) 自殺者数の推移

国の推移

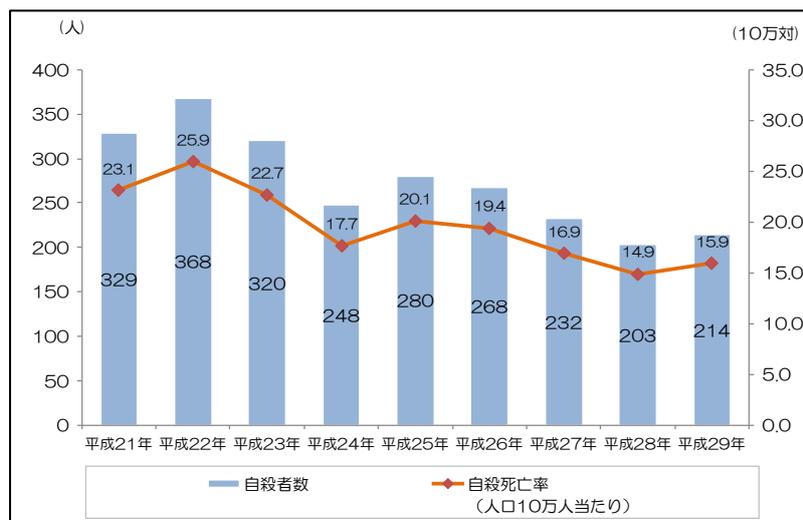
全国の自殺者数、自殺死亡率の推移を見ると、近年（平成21年～平成29年）においては減少傾向で推移しています。



厚生労働省「人口動態統計に基づく自殺死亡数及び自殺死亡率」

長崎県の推移

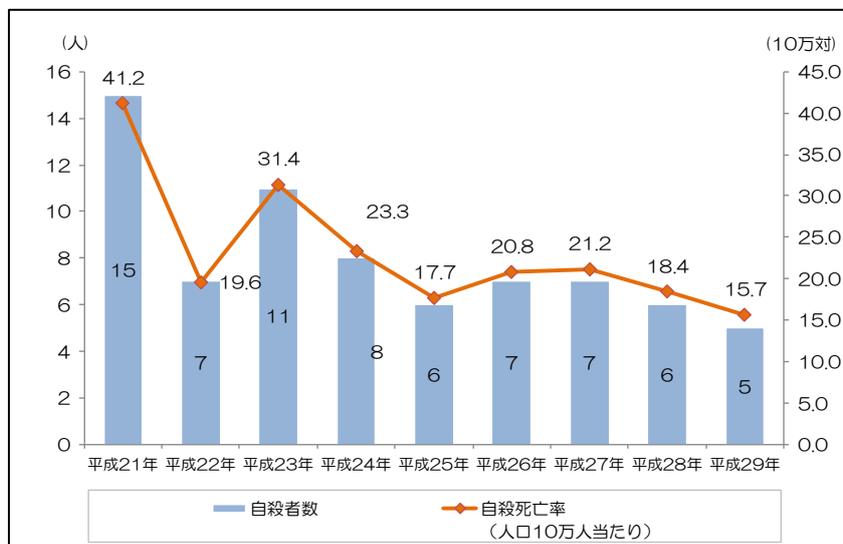
長崎県の自殺者数、自殺死亡率の推移を見ると、近年（平成21年～平成29年）においてはおおむね減少傾向で推移しています。



厚生労働省「人口動態統計に基づく自殺死亡数及び自殺死亡率」

本市の推移

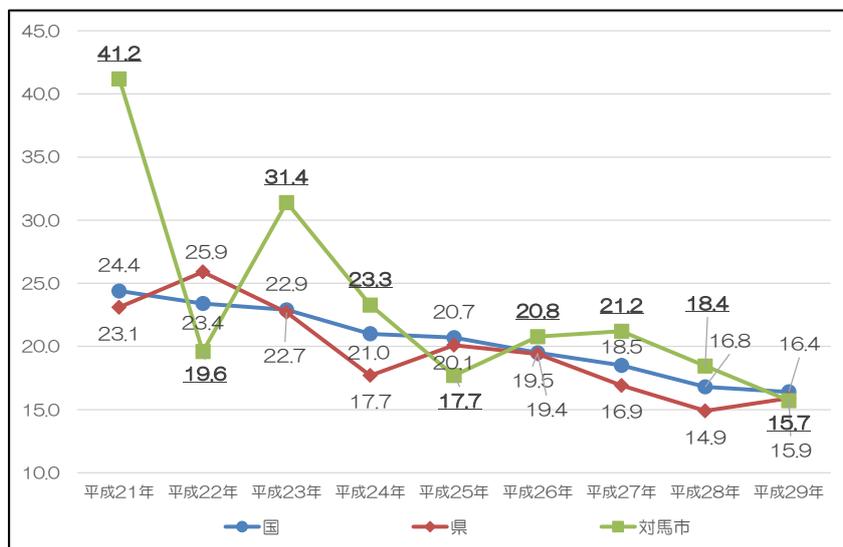
本市においても自殺者数、自殺死亡率ともに近年は減少傾向にあり、平成29年では自殺者数は5人、自殺死亡率は15.7となっています。



厚生労働省「地域自殺実態プロフィール」

自殺死亡率の比較

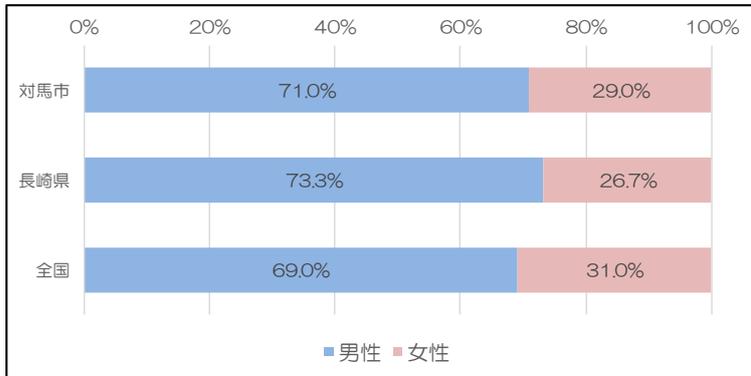
本市における自殺死亡率を国及び長崎県と比較すると、以前は国・県よりもおおむね高い水準にありましたが、平成29年では国よりも低くなっており、長崎県とほぼ変わらない水準となっています。



厚生労働省「地域自殺実態プロフィール」

(2) 本市の自殺者の属性

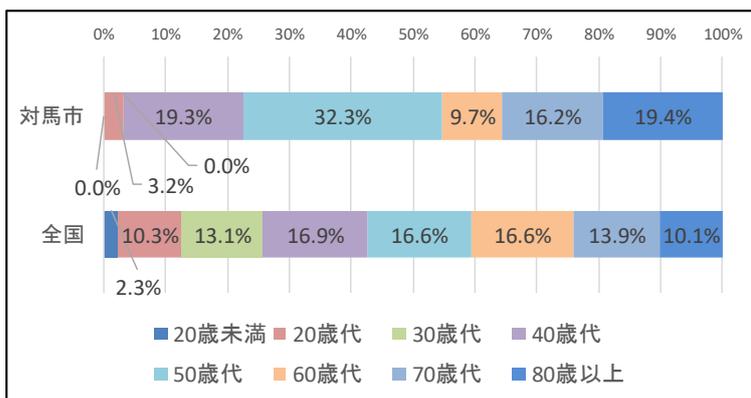
男女別自殺者の割合



本市における近年（平成25年～平成29年の合計）の自殺者の性別を見ると、男性が71.0%、女性が29.0%となっています。

厚生労働省「地域自殺実態プロファイル」

年代別自殺者の割合



本市における近年（平成25年～平成29年の合計）の自殺者の年代別の割合を見ると、50歳代（32.3%）が最も高くなっており、次いで80歳以上（19.4%）、40歳代（19.3%）となっています。

厚生労働省「地域自殺実態プロファイル」

主な自殺の特徴

本市における近年（平成25～平成29年の合計）の自殺者の主な特徴として、40～59歳の有職の男性と60歳以上の無職の男性が上位となっています。

上位3区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位：男性 40～59歳 有職、家族と同居	7	22.6%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位：男性 60歳以上 無職、家族と同居	4	12.9%	失業（退職）→生活苦→介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
3位：男性 60歳以上 有職、独居	3	9.7%	失業（退職）→死別・離婚→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

第3章 計画の基本方針

1 基本方針

自殺総合対策大綱を踏まえ、本市では以下の5点を、自殺対策における基本方針とします。

基本方針

1. 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との連携により、総合的な対策として展開する
3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動を推進する
4. 実践的な取組と啓発的な取組を両輪として推進する
5. それぞれの主体の役割を明確にし、連携・協働を推進する

(1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる施策と組織を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進します。

(2) 関連施策との連携により、総合的な対策として展開する

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生活を送れるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。

また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策や関係者、組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、引きこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても、同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援に当たる関係者がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識の共有に努めます。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度等との連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各種施策の連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健・医療・福祉の各種サービスを受けられる地域社会づくりを進めます。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動を推進する

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網からこぼれ落ちる人を生み出さないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人が自殺に追い込まれることのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺のリスクの低下につなげるためには、それぞれのレベルにおける取組を強力に、かつ総合的に推進します。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を検討し、取組を推進します。

さらに、「自殺の事前対応の更に前段階の取組」として、学校における児童生徒等を対象とした「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

(4) 実践的な取組と啓発的な取組を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は周囲の人には理解されにくいのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぐとともに、専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。

(5) それぞれの主体の役割を明確にし、連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりが連携・協働して、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化した上で、連携・協働の仕組みを構築し、この地域社会で暮らす一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を推進していきます。

2 施策の体系

本市の自殺対策は、国が定めた「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が取り組むことが望ましいとされている「基本施策」と、地域の自殺の実態を踏まえて取り組むことが望ましいとされている「重点施策」により構成されています。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」等の5つの施策で構成され、地域で自殺対策を推進していく際の基盤となる取組です。そのため、「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階の取組」の全ての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅した幅広い施策群となっています。

「重点施策」は、本市において自殺のハイリスク層である、「勤務・経営者」「高齢者」「生活困窮者」の3つの対象に焦点を絞り、それぞれ取組をまとめています。それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

【施策体系イメージ】



第4章 取組の内容

1 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組であり、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つで構成しています。

(1) 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して、一体となって自殺対策を推進していくことが必要です。

そのため、自殺対策の推進に当たっての基盤となるのが、地域におけるネットワークです。

今後は、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワークと自殺対策の連携強化等に取り組みます。

取組	内容	担当課
対馬市地域自立支援協議会	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワークを構築し、地域の基盤を強化します。	福祉課
生活支援コーディネーター配置事業	地域における助け合いができる体制づくりを行うために、市内に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が生活しやすい地域づくりを目指します。	地域包括ケア推進課
対馬市見守りネットワーク	高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活するため、事業活動を通じて、地域社会全体で高齢者等を見守る体制を確保します。	福祉課 地域包括ケア推進課
総合相談支援事業	高齢者に関するワンストップ窓口として相談を受け介護保険サービスだけでなく、関係機関のネットワークを活かしながら、地域のさまざまな社会資源を活用し制度の垣根を越えた横断的・多面的な支援を行います。	地域包括ケア推進課

取 組	内 容	担当課
地域ケア会議	個別ケースについて、様々な専門機関（専門職種）の視点で意見を出し合い、支援の方向性を検討します。また、そこから見えてくる地域の課題についても検討を行います。	地域包括ケア推進課

（2）自殺対策を支える人材の育成

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要です。

そのためには、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会を設けることが求められています。

今後は、行政職員等の保健、医療、福祉、教育、労働等の各分野に携わる専門家や関係者だけでなく、市民に対する研修等を実施し、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材の幅広い育成に努めます。

取 組	内 容	担当課
ゲートキーパー研修	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を育成します。	福祉課

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」です。しかし、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい、自殺に対する誤った認識や偏見が存在するという現実があります。

危機に陥った人の心情や背景を理解するとともに、自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、社会全体の共通認識として、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということへの理解を促進することを通じて、自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における住民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、住民への啓発と周知を図ることが求められています。

また、地域のネットワークを強化して相談・支援体制を確保しても、住民が相談機関等の存在を知らなければ、適切な支援につながることができず、自殺対策が十分に効果を果たすことができません。

様々な機会を通じて、広く市民に向けた啓発、相談機関・相談窓口に関する情報提供等の周知の強化に努めます。

取組	内容	担当課
相談窓口周知用のリーフレット等の作成	相談窓口一覧等を掲載したリーフレット等を作成し、住民への周知・啓発を図ります。	福祉課
広報誌等による情報発信	広報紙、ホームページ等で、自殺対策の啓発として、さまざまな情報を提供します。	福祉課
新成人への啓発リーフレットの配布	対馬人権擁護委員協議会から「デートDV」に関する啓発リーフレットを、成人式の折、新成人に配布します。	総務課
各地域イベントでの啓発リーフレットの配布	人権擁護委員が各地域イベントに向き、人権尊重思想の普及高揚のための啓発リーフレットを参加者に配布します。	総務課 生涯学習課
C A T V等による情報発信	「休養・こころの健康」について、住民への周知を図ります。	いきいき健康課 中地区保健センター 北地区保健センター
健診やがん検診の実施と受診勧奨	自分の体について知る機会としてもらい、病気の予防・早期発見・早期治療を図ります。	いきいき健康課 中地区保健センター 北地区保健センター

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策の推進にあたっては、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことにより、自殺リスクを低下させることが重要です。

「生きることの促進要因」の増加につなげるため、居場所づくり、自殺未遂者等への支援、遺された人（自死遺族）に対する支援の推進に努めます。

取組	内容	担当課
地域活動支援センター	障がいのある方が地域社会で孤立しないように、創作的活動や生産活動の場を提供し、地域との交流の促進を図ります。	福祉課
教育支援センター みちしるべ	不登校、不登校傾向の児童生徒に対して、同じ悩みを持つ仲間との居場所を提供し、学校適応、学校復帰等を目指した指導支援を行います。	学校教育課
シルバー人材センター	高齢者が知識や経験を活かし、地域社会に貢献することで生きがいを得られるよう活動の場づくりを支援します。	福祉課
健康相談	こころやからだに関して相談を受けた場合は、来所での面談や、保健師による家庭訪問を行い、支援に繋がります。	いきいき健康課 各保健センター
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。	こども未来課
障害者相談支援	市の委託により、対馬市社会福祉協議会に配置された相談支援専門員が、障がいのある方や家族からの相談を受け、地域社会への移行へ向けて、適切なサービスの利用支援を行います。	福祉課
リーフレットの配布	自死遺族から相談があった際は、長崎県が作成したリーフレット「大切な人を自死でなくされた方へ」を配布し、こころの相談や自死遺族のつどいを案内します。	福祉課

■■ 第4章 取組の内容

取 組	内 容	担当課
対馬地区厚生保護サポートセンターの活動	犯罪や非行をした人が社会から排除・孤立されることがないように、保護司と地域社会を結びつける保護司の活動拠点として開設し、保護司が交代で常駐して相談を受付けます。	総務課
対馬障害者就業・生活支援センター	障害者の就業面及び生活面における一体的な支援を行い、雇用の促進及び安定を図るため、受託法人がセンターを運営するための支援を行います。	福祉課
権利擁護事業	認知症や知的障害、精神障害など成年後見の申立を要すると判断される方の権利や財産を守るため、対馬市社会福祉協議会が運営する権利擁護センターと連携して支援を行います。	福祉課 地域包括ケア推進課

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の自殺の背景・原因となり得る様々な問題は、誰もが直面する可能性のある問題です。自殺の発生を防ぐためには、それらの問題への対処方法や支援先に関する情報を、より早期に身につけておくことが重要です。

児童生徒が社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）や命の大切さを実感できる教育、心の健康の保持に係る教育等の自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりに努めます。

取組	内容	担当課
人権教育の充実	児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて、創意工夫しながら、人権についての理解が深まるよう推進します。	学校教育課 生涯学習課
子ども及びその保護者に向けた情報提供 【再掲】	いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるようSOSの出し方教育を実施するとともに、相談先一覧を配布し、相談窓口の周知を図ります。	学校教育課
児童・生徒を対象としたアンケート調査の実施	児童・生徒に対して学校生活に関するアンケート調査を行い、こころの健康状態や学級の状況を把握します。必要時には適切な支援につなげます。	学校教育課
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用	専門的知識を持つ相談員を活用し、不登校等のさまざまな問題を抱える児童・生徒及び保護者の相談に応じます。必要に応じて学校外の関係者とも連携し、問題の早期発見・早期解決に努めます。	学校教育課
24時間子供SOSダイヤル	児童生徒の悩み相談に対応する長崎県教育委員会の取組を市内の児童生徒に紹介します。	学校教育課
子どもの人権SOSミニレター	対馬人権擁護委員協議会において、学校におけるいじめや体罰、家庭等での暴行・虐待等の人権侵害について、子どもたちの悩みごとや救済を求める意思を受取るミニレターを小・中学校に配布し、投稿された子どもの人権問題の解決に努めます。	総務課

2 重点施策

重点施策とは、地域の自殺の実態を踏まえて、重点的に取り組むべきとされている取組であり、本市においては、「勤務問題に関わる自殺対策の推進」「生活困窮者に向けた自殺対策の推進」「高齢者に向けた自殺対策の推進」の3つで構成しています。

(1) 勤務問題に関わる自殺対策の推進

本市の過去5年間（平成25年～平成29年）の自殺者31人のうち、有職者が12人で、自殺者全体の38.7%を占めています。

有職者の自殺の背景に、必ずしも勤務問題や経営問題があるとは言い切れません。しかし、職場での人間関係、長時間労働、転勤や異動等による環境の変化、経営状態の悪化等の勤務上・経営上の問題が少なからず影響を及ぼしている可能性が考えられます。

一方、平成26年度の経済センサス・基礎調査によると、職場のストレスチェックが義務付けられていない従業員数50人以下の小規模事業所が市内事業所全体の97%、従業員ベースでは71%を占めている状況にあります。そのような小規模事業所ではメンタルヘルス対策が遅れているとの指摘もなされています。

勤務上・経営上の悩みを抱えた人が適切な相談先・支援先につながれるよう、相談体制の強化や相談機関の周知を図るとともに、自殺リスクを生み出さないような労働環境の整備に努めます。

取組	内容	担当課
働く世代への情報提供	商工会等に相談先等の情報を記載したリーフレットを設置し、相談窓口の周知を行います。また、事業主を通じて働く人等へ自殺予防リーフレットの配布や厚生労働省「ストレスセルフチェック」を紹介することで、問題の早期発見・対応が行えるよう推進します。	福祉課
職場における様々なハラスメント	職場における様々なハラスメントに関して、市が設置する人権相談窓口において相談を受け付け、適切な対応を行います。	総務課
ワーク・ライフ・バランスの推進	「対馬市男女共同参画計画」の内容を踏まえ、父親・母親の仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進します。	総務課

(2) 生活困窮者に向けた自殺対策の推進

本市の過去5年間(平成25年～平成29年)の自殺者31人を職業状況別に見ると、無職者は19人で、自殺者全体の61.3%を占めています。

生活困窮者の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様かつ広範囲の問題が複合的に存在していることが多いとされています。

様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクを抱えている人が少なくないとされていることから、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策を連携させる等、経済面や生活面における支援に心の健康の視点等を加えた包括的な支援の推進を図ります。

取組	内容	担当課
生活困窮者自立支援事業	<p>【自立支援相談事業】 生活困窮者からの相談に応じて、必要な情報提供や助言を行うとともに、様々な支援を計画的に行います。</p> <p>【住居確保給付金事業】 離職等により住居を喪失又は喪失の恐れのある方に対し、一定期間家賃を支給するとともに就労に向けた支援を行います。</p> <p>【就労準備支援事業】 一般就労に向けた準備が整っていない生活困窮者又は生活保護受給者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。</p> <p>【一時生活支援事業】 住居のない生活困窮者やDV被害者等に一時的に宿泊場所を提供します。</p> <p>【家計改善支援事業】 生活困窮者を対象に家計に関する相談、債務や滞納解消に関する相談に応じ、家計管理の支援や貸付のあっせんを行います。</p> <p>【子どもの学習支援事業】 生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所づくり、学習の重要性について保護者の理解を促進しつつ、子どもの社会性・学力向上と子育て世代の負担軽減を図ります。</p>	保護課

■■ 第4章 取組の内容

取 組	内 容	担当課
子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所づくり、学習の重要性について保護者の理解を促進しつつ、子どもの学力向上と子育て世代の負担軽減を図ります。	保護課
ひとり親家庭等生活支援事業	ひとり親家庭の生活支援のための講演会・研修会等を実施し、生活の向上を図る事業	こども未来課
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るために、資金の貸付を行います。	こども未来課
市営住宅	生活に困窮している市民の住まいの確保に対する支援として、市営住宅の公募を随時行います。	管理課
納税相談	市税等が滞納となっている市民の相談に対応するなかで、生活困窮による自殺のリスクを感じた場合は、福祉関連部署に繋がります。	税務課

(3) 高齢者に向けた自殺対策の推進

本市の過去5年間（平成25年～平成29年）の自殺者31人を年齢別に見ると、60歳以上が14人で、自殺者全体の45.2%を占めています。

高齢者は、身体疾患の発症や悪化等に伴って介護や生活困窮等の問題を抱えたり、家族との死別や離別をきっかけに孤立・孤独に陥ったりする等、高齢者特有の問題により、自殺のリスクが高まる可能性が考えられています。また、これらの問題は高齢者本人のみならず、家族や地域も巻き込んだ問題として生じる場合もあります。

高齢者の自殺を防ぐためには、高齢者本人を対象とした取組だけでなく、高齢者を支える家族や介護者、地域住民等の支援者に対する支援を含めた取組が必要です。

既存の行政サービス、民間事業者サービス、民間団体による支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての高齢者の自殺対策の推進を図ります。

取組	内容	担当課
認知症カフェ設置等助成事業	高齢者の通いの場である認知症カフェ等の改修費等を助成し、旧町1ヵ所以上の認知症カフェの設置を目指します。	地域包括ケア推進課
高齢者移動費助成事業	高齢者の外出機会を拡大し、社会参加の促進を図ることを目的として、市内移動手段利用に対して、料金の一部を助成します。	福祉課
生きがいづくりの支援	高齢者の利用できる社会資源に関して、地域包括支援センターにおける情報収集及び情報提供を引き続き行い、高齢者の社会参加を進めていきます。 また、高齢者の社会参加を進めるための環境づくりとして、自らが関心のあるNPOが行う社会参加活動やボランティア活動を一定期間体験することができる機会を提供します。	地域包括ケア推進課
地域活動に関する支援	老人クラブに対する助成を行うとともに、健康づくり・介護予防の活動を支援します。 また、老人クラブ以外の地域活動においても、より多くの高齢者が地域住民と交流し、地域に根ざした活動ができるよう、高齢者の地域活動への参加を促進します。	地域包括ケア推進課
シルバー人材センター	高齢者が知識や経験を活かし、地域社会に貢献することで生きがいを得られるよう活動の場づくりを支援します。	福祉課

取 組	内 容	担当課
消費生活相談	高齢者を狙った悪質商法（住宅点検商法、催眠商法、架空・不当請求等）について、相談等の支援を行います。	観光商工課
高齢者虐待防止ネットワーク	介護施設、介護サービス事業所、民生委員・児童委員、関係行政機関、権利擁護関係者、NPO等の地域の関係者で構成された「虐待防止ネットワーク」を構築し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。	地域包括ケア推進課
対馬市見守りネットワーク	各団体や企業等と協定を締結し、通常の業務中に高齢者等に関する異常を発見した場合には、関係機関への連絡をしてもらうなど、早期対応に繋がります。	福祉課
認知症総合支援事業	<p>【認知症ケアパス】 認知症の状態に応じた支援やサービスの流れを案内するパンフレットの作成・配布を行います。</p> <p>【認知症サポーター養成講座】 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を支援する「認知症サポーター」の養成講座を実施します。</p> <p>【認知症初期集中支援推進事業】 早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護などが受けられる初期の対応体制が構築されるよう、専門職で構成された「認知症初期集中支援チーム」を設置し、支援体制の充実を図ります。</p> <p>【認知症地域支援推進員】 認知症の状態に応じ、必要な医療・介護及び生活支援を行う関係者が連携したネットワークを形成し、認知症の方への効果的な支援体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図るための取組を推進します。</p>	地域包括ケア推進課
特定・後期高齢者健診事業 健康増進事業	健診・がん検診を実施し、結果に応じた指導・助言を実施し、病気の早期発見・予防や健康づくりを支援します。	保険課 いきいき健康課 中地区保健センター 北地区保健センター

第5章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策のネットワークづくり

自殺対策を推進するためには、自殺対策を所管する担当課はもとより、庁内でも子育て関連や生活困窮、税務関係など市民の相談に応じる各部門が横断的に連携するほか、事業所や民生委員、医療機関、警察、学校など関係機関の連絡調整も必要です。

このような行政と地域による多分野連携の支援体制を充実し、対馬市における自殺対策の総合的な推進を図ります。

2 計画の進捗管理

庁内で組織する「対馬市いのち支える自殺対策推進本部」にて計画の進捗状況の検証・評価を行い、必要に応じた施策の改善、計画の見直し等を行います。

3 庁内の推進体制

対馬市福祉保険部福祉課を主担当部署とし、関係各課により横断的に自殺対策を推進します。

■ 関連機関等の事業

取組	内容	団体名
自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及	自殺に関する正しい知識を普及するため、講演会等を実施します。また、自殺対策パンフレットを作成、配布します。	対馬保健所
ゲートキーパーの養成	一般住民や業界団体を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	対馬保健所
うつ病の正しい理解の啓発	働き盛りの年齢層を対象とした保健所主催研修会で、パンフレット等による「うつ病」の正しい理解の啓発を行います。	対馬保健所
メンタルヘルス対策の推進	産業保健分野の活動に協力して、職域における保健師等による出前講座の開催等メンタルヘルス対策の普及啓発を行います。	対馬保健所
こころの緊急支援事業（CRT）	学校内外で危機的な事件・事故などが突発的に発生した場合、こころの緊急支援チーム（CRT）を派遣することにより、二次被害の拡大防止と心の応急処置を行います。	長崎こども・女性・障害者支援センター
労働問題に関する相談	労働者や事業主からの相談を受け付け、法律で定める基準に相違していないか確認し事業所に対して指導・助言を行います。	労働基準監督署
民事法律扶助制度	経済的に余裕が無い方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い、弁護士、司法書士の費用の立替えを行います。	法テラス
無戸籍解消のための相談	無戸籍のため、行政サービス等が受けられない方に、無戸籍状態の解消に向けた相談支援を行います。	長崎地方法務局
無料法律相談	日常生活上で抱える解決が難しい問題・トラブル等について、法律に関する専門的な相談に応じ適切な助言・援助を行うことで市民の福祉増進を図ります。	対馬市社会福祉協議会

（第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画等より抜粋）

■ 相談窓口一覧

相談内容	相談窓口	電話番号
こころの健康に関する相談	こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556
	よりそいホットライン	0120-279-338
	長崎いのちの電話	095-842-4343
	こころの電話	095-847-7867
	対馬保健所	0920-52-0116
	対馬市健康づくり推進部いきいき健康課	0920-52-4888
	中地区保健センター 北地区保健センター	0920-58-1116 0920-84-2313
高齢者に関する相談	対馬市福祉保険部福祉課	0920-58-1119
	対馬市健康づくり推進部地域包括支援センター	0920-53-6111
障害に関する相談	対馬市福祉保険部福祉課	0920-58-1119
	対馬市社会福祉協議会	0920-58-1432
子どもに関する相談	児童相談所全国共通ダイヤル	いちばやく 189
	長崎こども・女性・障がい者支援センター	095-846-5115
	対馬市福祉保険部こども未来課	0920-58-1117
	対馬市健康づくり推進部いきいき健康課	0920-52-4888
	中地区保健センター 北地区保健センター	0920-58-1116 0920-84-2313
いじめ・不登校の相談	チャイルドライン	0120-99-7777
	子供SOSダイヤル	0120-0-78310
	対馬市教育委員会事務局学校教育課	0920-88-2001
DV・女性の被害などの相談	女性ほっとラインながさき	095-832-8484
	対馬市福祉保険部福祉課	0920-58-1119
生活保護に関する相談	対馬市福祉保険部保護課	0920-58-1414
消費生活のトラブル相談	消費者ホットライン	いちゃ 188
	対馬市消費生活相談所	0920-53-6111
経営相談	経営相談ホットライン	092-263-0300
	対馬市商工会	0920-52-0460
人権に関する相談	みんなの人権 110 番	0570-003-110
	対馬市総務部総務課	0920-53-6111

発行：対馬市福祉事務所

〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位 380 番地

TEL：0920-58-2294 FAX：0920-58-2551